

## キャリア形成促進助成金 訓練実施計画届 チェックリスト

### ◆共通して必要となる書類

1	<input type="checkbox"/>	◇「キャリア形成促進助成金訓練実施計画届」(様式1号) ・代理人が、事業主の委任を受けて提出する場合は、「委任状」の添付が必要です。
2	<input type="checkbox"/>	◇事業内職業能力開発計画【A4版、任意様式】 *経営理念・経営方針に基づく人材育成の基本方針・目標 *昇進昇格、人事考課等に関する事項 *職務に必要な職業能力に関する事項 *教育訓練体系(図、表など)
3	<input type="checkbox"/>	◇企業の資本の額又は出資の総額及び企業全体の常時雇用する労働者数がわかる書類【大企業の場合は不要】 ・登記簿謄本(写) ・会社案内、パンフレット等
4	<input type="checkbox"/>	◇「年間職業能力開発計画」(参考様式1号) ・年間計画番号は通し番号を付けてください。 ・他の書類で定めている場合は、それに代えることができます。

### ◆OJT付き訓練のうち認定実習併用職業訓練を行う場合に必要となる書類

5	<input type="checkbox"/>	◇厚生労働省から交付された実施計画認定通知書(写)
---	--------------------------	---------------------------

### ◆OJT付き訓練のうち有期実習型訓練を行う場合に必要となる書類

6	<input type="checkbox"/>	◇労働局長により訓練基準に適合している旨の確認を受けた有期実習型訓練実施計画(写)
---	--------------------------	---

\*以下の書類は訓練受講生決定後から訓練開始日までに訓練生ごとに提出してください。

7	<input type="checkbox"/>	◇ジョブ・カード様式第3号(キャリア・シート)(写)〔新規学卒者に対して実施する場合を除く〕
8	<input type="checkbox"/>	◇卒業証書等(写)〔新規学卒者に対して実施する場合〕
9	<input type="checkbox"/>	◇ジョブ・カード様式2(職務経歴)(写)〔既に雇用している短時間等労働者に対して実施する場合〕
10	<input type="checkbox"/>	◇雇用契約書、労働条件通知書等(写)
11	<input type="checkbox"/>	◇トライアル雇用・有期実習型訓練併用求人票(写)〔3ヶ月の訓練を行う場合〕

### ◆東日本大震災復興対策による特例措置を利用する場合に必要な書類

12	<input type="checkbox"/>	●被災地(※)に所在する事業主については、必要となる書類はありません。 ※ 東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害)に際し災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された市町村の区域(東京都に属するものを除く。)
----	--------------------------	--

\*以下の書類は被災地以外で東日本大震災復興対策による特例措置を利用する場合に提出してください。

13	<input type="checkbox"/>	◇現在の事業分野以外の新たな事業展開を行うため従業員に職業訓練等を行うことがわかる資料 ・訓練パンフレット、受講案内、訓練カリキュラム等
14	<input type="checkbox"/>	◇生産指標の数値を実証する資料(生産物品の生産量、販売物品の販売量又は売上高がわかるもの) ● 震災、風評被害、急激な円高等の影響により事業活動の縮小を余儀なくされ、生産量又は売上高が減少した証拠書類として、次のイからハのいずれかの書類 イ 1か月間の生産量(額)、販売量(額)又は売上高等事業活動を示す指標(以下「生産指標」という。)がその直前の1か月又は前年同月と比べ5%以上減少する書類 ロ 3か月間の生産指標がその直前の3か月又は前年同期と比べ5%以上減少する書類 ハ 3か月間の生産指標が前々年同期と比べ10%以上減少する書類(平成24年4月1日から平成25年3月10日までに職業訓練等を開始する事業主に限る。)

◆この他にも必要に応じて、労働局長が求める書類の提出をしていただくことがあります。

◆なお、訓練実施計画受付後、新たな訓練を追加することになった場合、又は既に届出している計画に変更が生じる場合には、年間職業能力開発計画を添付のうえ、「キャリア形成促進助成金訓練実施計画変更届」(様式2号)の提出が必要です。

※有期実習型訓練の場合は、「有期実習型訓練実施計画(変更用)」の提出のみでかまいません。(訓練実施計画変更届を兼ねる)